

瀬戸内レモン協定書

広島県を甲とし、カゴメ株式会社を乙として、甲と乙は、相互の連携協力について次のとおり協定を締結した。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、広島県の一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取組むものとする。

- (1) 広島レモンのブランド価値の向上に関する事
- (2) 瀬戸内ブランドのPRに関する事
- (3) 食育の推進に関する事
- (4) 県産品の消費拡大に関する事
- (5) 社会貢献に関する事
- (6) その他、県民サービスの向上、地域社会の活性化に関する事

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。

2 前項の有効期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも相手方に対して文書により異議の申出がないときには、この期間は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が署名をして、各自その1通を所持する。

平成24年2月8日

甲 広島県
代表者 広島県知事

乙 名古屋市中区錦三丁目14番15号
カゴメ株式会社
代表取締役社長